

飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 29 年 9 月

飯 田 市

目 次

1 計画の位置づけ

1. 1	計画の位置づけ	5
1. 2	計画目標年度	6
1) 1	計画対象期間	6
2) 1	計画目標年度	6
1. 3	計画対象区域	6

2 ごみ処理の現状

2. 1	ごみの排出量	6
2. 2	ごみの処理量	9
2. 3	ごみの資源化	9
2. 4	ごみ処理の経費	10
2. 5	ごみの分別区分	11
2. 6	ごみの収集および運搬	12
2. 7	ごみの処理施設	14
2. 8	ごみの処理体制	16
2. 9	ごみ処理の主要課題	17
1) 1	前計画の評価	17
2) 1	ごみの減量および分別の適正化	18
3) 1	高齢社会における対応	18
4) 1	稲葉クリーンセンターへの移行に伴うごみ分別の適正化	18

3 将来の予測

3. 1	人口	19
3. 2	家庭系一般廃棄物	21
3. 3	事業系一般廃棄物	21
3. 4	将来ごみ排出量	21
3. 5	将来ごみ処理量	21

4 計画の基本方針

4. 1	計画の基本方針	21
4. 2	基本的方向とその取組み	23

1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進	23
2) リサイクル（再生利用）の推進	23
3) ごみの適正処理の推進	23
4) 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進	24
5) 処理施設の適正管理と整備への協力	24
4. 3 計画の目標	24

5 ごみ処理基本計画

5. 1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進	25
1) 「2R」の推進	25
2) レジ袋の削減・マイバッグ持参運動の実施	25
3) 事業系一般廃棄物の減量化	26
4) 生ごみ処理機器の購入費の補助	26
5. 2 リサイクル（再生利用）の推進	26
1) リサイクルの啓発	26
2) 資源ごみの収集運搬と処理	27
3) リサイクルステーションの管理運営	27
4) 資源回収団体への補助金の交付	27
5. 3 ごみの適正処理の推進	27
1) ごみの適正排出の啓発	27
2) ごみの収集運搬	28
3) ごみ集積所の管理運営	28
4) 粗大ごみの戸別収集	28
5) ごみ処理費用負担制度の運用	28
6) 死亡犬猫等の回収	29
5. 4 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進	29
1) ポイ捨て等を防止するための啓発	29
2) ごみゼロ運動の実施	29
3) 不法投棄パトロールの実施	29
4) 地域環境美化推進事業補助金の交付	29
5) 地域環境美化活動への支援	30
5. 5 処理施設の適正管理と整備への協力	30
1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営	30
2) 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力	30
5. 6 環境学習の推進等	31

1) 「3R」の推進やごみの適正処理に関する学習等	31
2) 子どもを対象とした環境への関心を高める取組み	31
5. 7 重点課題	31
1) 高齢社会に対応したごみの排出方法への変更	32
2) 稲葉クリーンセンターへの移行に伴う燃やすごみ等の分別の適正化	32
5. 8 分別して収集する一般廃棄物の分別区分とその種類	33
5. 9 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項	34
1) 収集および運搬を実施する者に関する事項	34
2) 収集又は運搬の許可に関する事項	35
3) 処分を実施する者に関する事項	36

6 計画の運営管理

6. 1 計画の運営管理	37
--------------	----

資料

人口およびごみ排出量の推移と将来予測	39
--------------------	----

1 計画の位置づけ

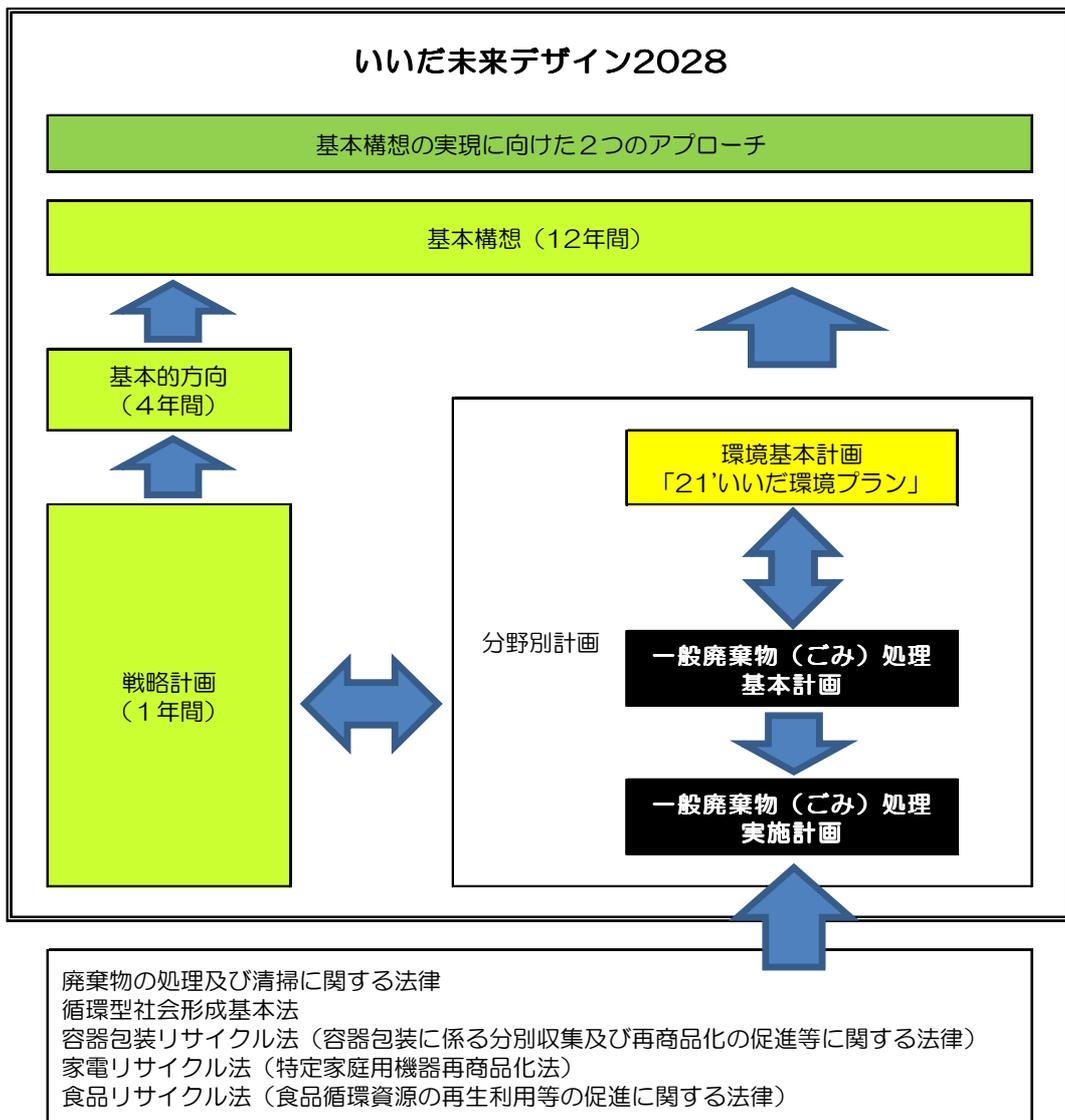
1.1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として策定します。

本計画は、第5次飯田市基本構想において超長期を見通した将来都市像である「人も自然も美しく、輝くまち飯田 環境文化都市」の実現と、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」の「目指すまちの姿」に定める8つのまち、特に「人と自然が共生する環境のまち」の具現化を目指します。

また、飯田市の環境基本計画「21' いいだ環境プラン」における「廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進」に取り組みます。

図1-1 計画の位置づけ



1. 2 計画目標年度

1) 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成 29 年（2017 年）9 月から平成 33 年（2021 年）3 月までの 3 年 7 ヶ月間とします。

2) 計画目標年度

本計画の目標年度を平成 32 年度（2020 年度）とします。

図 1-2 計画対象期間

西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
年度(平成)	24	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
月						4~8	9~3											
いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画)	第5次(後期基本計画)					いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画)前期			いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画)中期			いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画)後期						
環境基本計画 「21いいだ環境プラン」	第3次改訂					第4次改訂			第5次改訂			第6次改訂						
一般廃棄物(ごみ)処理 基本計画	前計画					本計画			次期計画									

1. 3 計画対象区域

本計画の対象区域は、飯田市全域とします。

2 ごみ処理の現状

2. 1 ごみの排出量

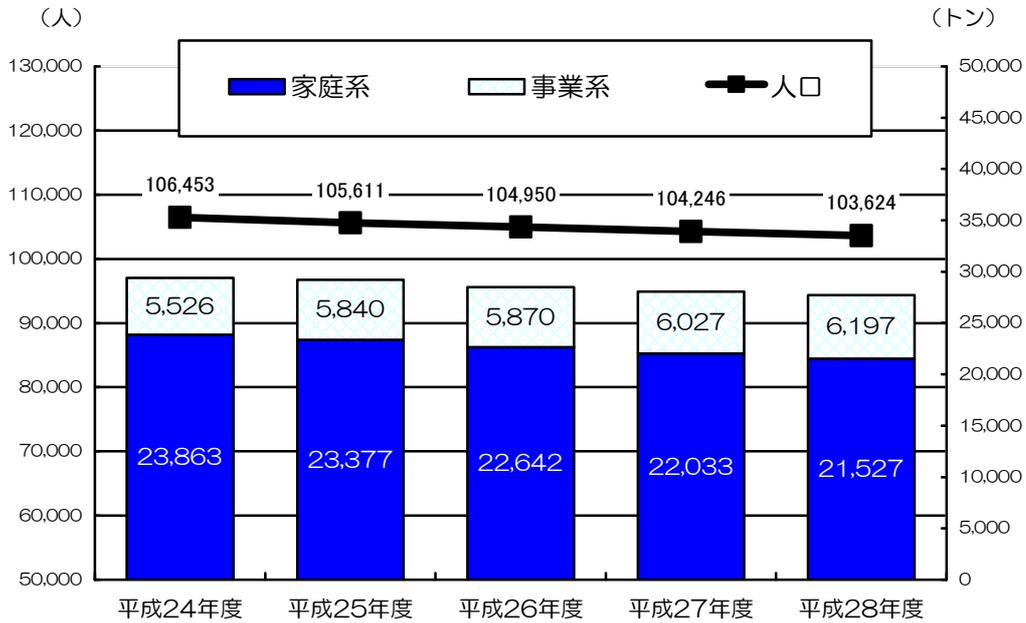
過去5年間における飯田市のごみの排出量の推移は、表 2-1 および図 2-1 に示すとおりです。家庭系一般廃棄物(家庭系ごみ)は、平成 24 年度から平成 28 年

度にかけて2,336 t (9.8%) 減少し、事業系一般廃棄物(事業系ごみ)は、671 t (12.1%) 増加しています。ごみの総排出量は、平成24年度から平成28年度にかけて1,665 t (5.7%) 減少しています。また、この間、総人口(※1)は2,829人減少しています。

表2-1 ごみ排出量の推移(項目別)

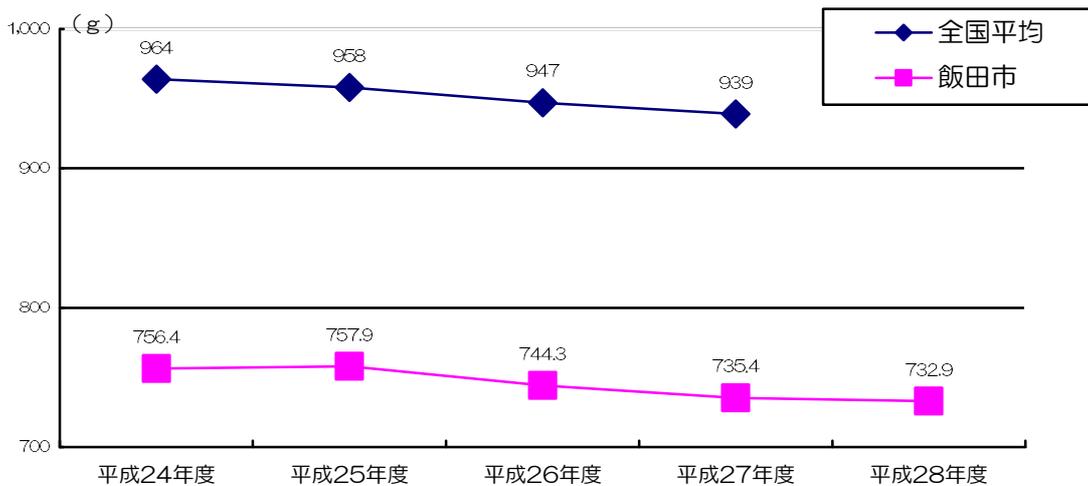
項目	単位	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	比較 28-24
総人口	人	106,453	105,611	104,950	104,246	103,624	-2,829
総排出量	t/年	29,389	29,217	28,512	28,060	27,724	-1,665
家庭系ごみ	t/年	23,863	23,377	22,642	22,033	21,527	-2,336
計画収集量	t/年	21,808	21,201	20,602	19,787	19,151	-2,657
燃やすごみ	t/年	12,161	11,776	11,802	11,653	11,586	-575
埋立ごみ	t/年	1,935	1,888	1,810	1,778	1,662	-273
資源ごみ	t/年	7,712	7,537	6,990	6,356	5,903	-1,809
紙資源	t/年	4,804	4,686	4,179	3,599	3,132	-1,672
金属資源	t/年	571	551	511	478	457	-114
ガラスびん	t/年	415	401	416	404	391	-24
ペットボトル	t/年	78	74	65	53	50	-28
プラ資源	t/年	1,639	1,631	1,618	1,648	1,693	54
その他	t/年	26	22	28	26	32	6
生ごみ	t/年	179	172	173	148	148	-31
直接搬入量 ※2	t/年	978	1,029	1,028	1,298	1,454	476
燃やすごみ	t/年	749	824	827	919	905	156
埋立ごみ	t/年	229	205	201	379	549	320
集団回収	t/年	1,077	1,147	1,012	948	922	-155
紙類	t/年	1,077	1,147	1,012	948	922	-155
事業系ごみ	t/年	5,526	5,840	5,870	6,027	6,197	671
直接搬入量	t/年	5,526	5,840	5,870	6,027	6,197	671
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	614	606	591	577	569	-45
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	142	152	153	158	164	22
総ごみ排出原単位	g/人・日	756	758	744	735	733	-23
※ 総人口は、各年度の9月末時点の住民基本台帳(外国人を含む)の人口 ※ 直接搬入量は、桐林クリーンセンターにおける分類により、家庭系と事業系を振り分けました。 ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。							

図2-1 ごみ排出量の推移（家庭系・事業系別）



事業系一般廃棄物を含めた合わせたごみ総排出量、年間日数および人口から求めた「市民1人あたりが1日に排出するごみの量」の推移は、図2-2に示すとおりです。市民1人あたりが1日に排出するごみの量は、ごみ総排出量と比例して減少しています。平成27年度の数値は、全国平均より約204g少なくなっています。

図2-2 市民1人あたりが1日に排出するごみの量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果

2. 2 ごみの処理量

飯田市のごみ排出量のうち、飯田市が収集、運搬または処分を行う量である処理量の推移は、表2-2に示すとおりです。

平成24年度から平成28年度にかけて直接焼却（溶融）量は252t（1.4%）、最終処分量は119t（4.5%）それぞれ増加しました。

表2-2 ごみ処理量の推移

項目	単位	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中間処理量	t/年	18,615	18,612	18,672	18,747	18,836
直接焼却量 ※1	t/年	18,436	18,440	18,499	18,599	18,688
堆肥化量 ※2	t/年	179	172	173	148	148
中間処理後の残渣量 ※3	t/年	896	792	883	880	901
中間処理による減量化量 ※4	t/年	17,719	17,820	17,790	17,867	17,935
最終処分量	t/年	2,627	2,570	2,500	2,603	2,746
直接最終処分量 ※5	t/年	2,164	2,093	2,011	2,157	2,211
処理後最終処分量 ※6	t/年	463	477	489	446	535
総資源化量	t/年	9,371	9,245	8,830	7,912	7,373
直接資源化量	t/年	7,533	7,365	6,817	6,208	5,755
処理後再生利用量	t/年	761	733	1,001	756	696
集団回収量	t/年	1,077	1,147	1,012	948	922
※1 （直接焼却量）桐林クリーンセンターで溶融したごみの量 ※2 （堆肥化量）飯田市堆肥センターで堆肥化した家庭生ごみの量 ※3 （中間処理後の残渣量）桐林クリーンセンターにおいて溶融処理後に発生した残渣 ※4 （中間処理による減量化量）桐林クリーンセンターにおいて溶融処理して減量化された量 ※5 （直接最終処分量）飯田市最終処分場において埋立処分したごみ集積所収集分および直接搬入分のごみの量 ※6 （処理後最終処分量）飯田市最終処分場において埋立処分した桐林クリーンセンターから搬入された固化灰および飯田環境センター竜水園から搬入されたし尿焼却灰の量 ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。						

2. 3 ごみの資源化

飯田市のごみの資源化量の推移は、表2-3に示すとおりです。

資源ごみの収集量は、この5年間で大きく減少しました。特に紙資源が大幅に減少しています。減少の主な理由は、平成26年度から新聞紙の回収が行われるようになったこと、市内の大規模小売店などで行われている資源物の店頭回収を多くの市民が利用するようになったことです。平成27年度は大規模小売店舗2店舗での店頭回収が開始された影響が出ています。

表2-3 資源化量の推移

項目	単位	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総資源化量	t/年	9,371	9,245	8,830	7,912	7,373
直接資源化量	t/年	7,533	7,365	6,817	6,208	5,755
紙資源	t/年	4,804	4,686	4,179	3,599	3,132
金属資源	t/年	571	551	511	478	457
ガラスびん	t/年	415	401	416	404	391
ペットボトル	t/年	78	74	65	53	50
プラ資源	t/年	1,639	1,631	1,618	1,648	1,693
その他	t/年	26	22	28	26	32
処理後再生利用量	t/年	761	733	1,001	756	696
金属類	t/年	46	35	45	39	38
堆肥 ※1		179	172	173	148	148
溶融スラグ	t/年	536	526	783	569	510
集団回収量	t/年	1,077	1,147	1,012	948	922
紙類	t/年	1,077	1,147	1,012	948	922

※ 堆肥は、市内の一部地域内において分別収集した生ごみを堆肥の材料として資源化した量
 ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

2.4 ごみ処理の経費

飯田市のごみ処理経費の推移は、表2-4に示すとおりです。

ごみ処理経費は、ごみ処理施設の整備やごみの処理量等に応じて変動することから、年度ごとを比較することは馴染みませんが、この5年間では、市民1人あたり平均8,275円程度の経費がごみ処理に使われています。

表2-4 ごみ処理経費の推移 (単位：千円)

項目	単位	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳出	千円	743,587	778,786	1,006,261	873,756	937,543
建設・改良費	千円	4,254	30,268	140,119	3,847	3,461
工事費	千円	4,254	10,381	7,575	3,847	3,461
組合分担金	千円	0	19,887	132,544	0	0
処理及び維持管理費	千円	721,628	729,548	848,877	852,320	916,533
人件費	千円	60,037	60,342	47,951	48,050	49,476
処理費	千円	14,854	18,742	19,258	17,849	16,762
委託費	千円	348,081	353,377	363,288	366,096	366,599

	組合分担金	千円	298,656	297,087	418,380	420,325	483,696
	その他	千円	17,705	18,970	17,265	17,589	17,549
歳入		千円	161,853	176,313	152,225	153,732	155,280
	ごみ処理手数料等	千円	147,612	156,147	131,706	138,907	137,482
	資源ごみ売却代等	千円	14,241	20,166	20,519	14,825	17,798
人口		人	106,453	105,611	104,950	104,246	103,624
市民一人あたりの処理経費		円	6,985	7,374	9,588	8,382	9,048
<p>※ 数値は一般廃棄物処理実態調査（経費）による。</p> <p>※ 委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分業務に係るものです。</p> <p>※ 処理及び維持管理費の「組合分担金」は、桐林クリーンセンターと桐林リサイクルセンターの運営費として、飯田市が南信州広域連合に対して負担したものです。</p> <p>※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。</p>							

2.5 ごみの分別区分

平成 29 年 9 月以降の飯田市における家庭系一般廃棄物の分別区分と種類は表 2-5 に示すとおりです。

稲葉クリーンセンターへの移行に伴い、これまで埋立ごみの分別区分としていた「プラスチック製品、ビニール製品、皮製品、ゴム製品など」を平成 29 年 9 月から燃やすごみの分別区分に変更しました。

また、今回、埋立ごみから燃やすごみの分別区分となったプラスチック製品と、資源ごみ（プラ資源）として分別しているプラスチック製容器包装廃棄物は、その名称が類似しているために、分別において区分を迷ったり誤ったりすることから、資源ごみ（プラ資源）の名称を資源ごみ（プラマーク）に変更しました。

表 2-5 家庭系一般廃棄物の分別区分と種類

分別区分	種類（家庭から排出されるものに限る）
燃やすごみ （可燃ごみ）※1	紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、ビニール製品、プラスチック製品、皮製品、ゴム製品、商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装で汚れが取れないもの、汚れが取れない又は加工したペットボトル、発泡スチロール（プラマークの表示がないもの、またはプラマークの表示があるが汚れが取れないもの）
埋立ごみ （不燃ごみ）※1	ガラス類、せともの、蛍光管、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く）、混合物（金属やプラスチックなどでできたもの）

特定ごみ		乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計	
資源ごみ	紙	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、厚紙、お菓子の箱、牛乳パック、ジュースパックなど、段ボールおよび新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属		缶および金属類
	ガラスびん	無色透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明なガラスでできたもの
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル ※2		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
	プラマーク ※2		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルを除く）（プラマークの表示があるもの、識別表示マークでプラと区分されているもので容器や包装に汚れが付着していないもの）
	粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、その他市長が認めるもの
<p>※1 国の一般廃棄物処理実態調査では“燃やすごみ”は“可燃ごみ”、“埋立ごみ”は“不燃ごみ”とされています。飯田市では環境への配慮などの理由から、「3R：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」に取り組んだ後、最終的にごみとなったものを焼却処理しています。</p> <p>燃やしてよいものかどうかを考えて分別している気持ちの表れから「燃やすごみ」と呼んでいます。</p> <p>※2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく廃棄物</p>			

2. 6 ごみの収集および運搬

飯田市における家庭系一般廃棄物の収集・運搬の状況は、表2-6に示すとおりです。

家庭系一般廃棄物は、9つの分別区分により飯田市が業者に委託をして収集運搬をします。分別区分ごとの一般廃棄物の種類は、表2-5に示したとおりです。

表2-6 家庭系一般廃棄物の収集・運搬状況

分別区分	収集方式	収集回数	手数料		
			ごみ集積所収集	直接搬入	
燃やすごみ (可燃ごみ)	ごみ集積所	週 2~3回	30円(小袋) 60円(大袋) 120円(ごみ袋に 入らない規定の大 きさまでのもの)	10kg ごとに 180円	
埋立ごみ (不燃ごみ)	ごみ集積所	2月に 1回~ 月2回	60円(大袋) 120円(ごみ袋に 入らない規定の大 きさまでのもの)	10kg ごとに 150円	
特定ごみ	ごみ集積所	2月に 1回~ 月2回	無料	—	
資源ごみ	紙(段ボール、新聞紙、 その他紙)	ごみ集積所	月1回 ~月2回	無料	無料
	金属				
	ガラスびん (無色透明、茶、その他)	リサイクル ステーション	月1回 ~月4回	無料	—
	ペットボトル				
プラマーク	ごみ集積所	月2回 ~週1回	無料	—	
粗大ごみ	戸別収集	年2回	表2-7参照	—	

※ 特定ごみとは、乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計を指します。

※ 粗大ごみは、ごみの長さ、幅、高さの合計が500cm未滿までのものが対象です。

※ ごみ集積所とは、市内の家庭から排出される「燃やすごみ」、「埋立ごみ・特定ごみ」、「資源ごみ(プラマーク・資源ごみ(金属)・資源ごみ(紙))」を収集するために指定された場所です。

※ リサイクルステーションとは、市内の家庭から排出される「資源ごみ(ガラスびん、ペットボトル)」を回収するために指定され、毎週土曜日(原則、第5週を除く)の朝に設置される場所です。

※ 燃やすごみの直接搬入の金額は、稲葉クリーンセンターへ燃やすごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。

※ 埋立ごみの直接搬入の金額は、飯田市最終処分場(グリーンバレー千代)へ埋立ごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。

※ 資源ごみ(紙・金属)の直接搬入の手数料は、紙や金属を扱う民間業者へ持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。(ただし、金属のほかにプラスチックなどが多く混ざっているものは有料となる場合があります。)

ごみ処理手数料については、燃やすごみと埋立ごみ、粗大ごみで徴収しており、燃やすごみと埋立ごみでは、収入証紙付指定袋や収入証紙の購入を通じ、市民が排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担する仕組みとします。

また、粗大ごみについては、長さ、幅、高さの合計に応じ、表2-7に示す手数料を負担する仕組みとなっており、手数料にはごみ処理費用やリサイクル料金が含まれ

ています。

表 2-7 粗大ごみの処理手数料

長さ、幅、高さの合計	手数料
150cm 未満	1,150 円
150cm 以上 200cm 未満	1,800 円
200cm 以上 250cm 未満	2,450 円
250cm 以上 300cm 未満	3,100 円
300cm 以上 350cm 未満	3,750 円
350cm 以上 400cm 未満	4,400 円
400cm 以上 450cm 未満	5,050 円
450cm 以上 500cm 未満	5,700 円
500cm 以上	収集しない

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。収集または運搬については、自らまたは一般廃棄物収集運搬許可業者によるものとしています。一般廃棄物処理の委託および許可件数は、表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 一般廃棄物処理委託および許可件数 (単位：件)

区分	収集運搬	中間処理	最終処分	計
委託	9	8	0	17
許可	71	7	0	78

※ 委託は、飯田市が家庭系一般廃棄物の収集および運搬または処理業務の委託を行っている件数です。
 ※ 許可は、飯田市が家庭系または事業系一般廃棄物の収集、運搬または処理について許可した件数です。
 ※ 収集運搬とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、集めて運ぶことです。
 ※ 中間処理とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、焼却、選別、圧縮、梱包等の処理を行うことです。
 ※ 最終処分とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、埋め立て処分を行うことです。

2. 7 ごみの処理施設

ごみの中間処理施設の概要は表 2-9 に示すとおりです。

南信州広域連合が運営するごみ中間処理施設「南信州広域連合ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター」では、ストーカ式焼却炉で燃やすごみの焼却処理をします。なお、焼却の際に発生した蒸気を使用して発電（熱回収）をします。

また、飯田市堆肥センターでは、事業活動に伴って排出された生ごみを堆肥化します。

表2-9 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力	備考
稲葉クリーンセンター	飯田市稲葉 1526番地1	焼却施設	46.5 t /24h×2 炉 (ストーカ式焼却炉)	平成29年 9月試運転 12月供用
飯田市堆肥センター	飯田市 下久堅下虎岩 317番地19	堆肥化施設	23 t /日	平成16年 6月供用
※ ストーカ式焼却炉とは、金属の棒を格子状に組み合わせた階段状の床（ストーカ）の上で、ごみを乾燥、加熱し、移動させながら、下から空気を送って焼却するしくみの焼却炉				

飯田市最終処分場（埋立処分施設）は、平成21年度から供用開始しました。計画埋立容量は101,000 m³で、通称名は「グリーンバレー千代」です。飯田市最終処分場の概要は表2-10、埋立計画は表2-11に示すとおりです。

表2-10 飯田市最終処分場の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力	備考
飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	飯田市千栄 1677番地4	埋立処分施設 (管理型)	埋立面積 13,800 m ² 埋立容量 101,000 m ³	計画期間 平成21年4月 ～35年3月
※ 管理型最終処分場とは、底面や側面に遮水シートを張って地下水の汚染を防止するとともに、雨水による浸出水を処理する施設を有した最終処分場です。				

表2-11 飯田市最終処分場埋立計画 (単位：m³)

年度 (平成)	計画埋立容積	計画埋立容積累計	実績埋立容積	実績埋立容積累計
21	6,736	6,736	6,736	6,736
22	6,092	12,828	4,971	11,707
23	6,082	18,910	4,310	16,017
24	6,082	24,992	4,023	20,040
25	8,158	33,150	3,171	23,211
26	6,082	39,232	3,223	26,434
27	6,082	45,314	2,991	29,425
28	6,063	51,377	3,674	33,099

29	8,745	60,122	—	—
30	6,063	66,185	—	—
31	6,063	72,248	—	—
32	6,063	78,311	—	—
33	6,039	84,350	—	—
34	10,020	94,370	—	—
35	6,039	100,409	—	—
※ 計画埋立容積は、定期的に覆土を行うため、年度により数値に差が生じています。				

2. 8 ごみの処理体制

飯田市の家庭系一般廃棄物の処理体制は、表 2-12 に示すとおりです。

燃やすごみについては、稲葉クリーンセンターで焼却処理します。埋立ごみについては、最終処分場で埋立処分します。特定ごみのうち、乾電池と水銀体温計・血圧計は、最終処分場の保管または選別・保管後に再資源化工場へ搬送します。使い捨てライターについては最終処分場でガスの点検を行った後に同所で埋立をします。

なお、稲葉クリーンセンターにおける焼却処理で発生した灰については、各市町村が搬入した燃やすごみの重量に応じて配分されます。飯田市では最終処分場で埋立処分をします。

表 2-12 家庭系一般廃棄物の処理体制

分別区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ（可燃ごみ）		稲葉クリーンセンター	焼却処理
埋立ごみ（不燃ごみ）		飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代）	埋立
特定ごみ	乾電池	飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代）	保管後に 再資源化工場へ搬出
	水銀体温計・血圧計		
	使い捨てライター	飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代）	ガス点検後に埋立
資源ごみ	紙（段ボール、新聞紙、 その他紙）	民間業者	再資源化工場へ搬出
	金属		
	ガラスびん （透明、茶色、その他）		
	ペットボトル		
	プラマーク		

粗大ごみ	飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立
	稲葉クリーンセンター	焼却処理
	民間業者	再資源化工場へ搬出

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴ってごみを発生させた者が自らの責任において適正に処理することとします。

事業系一般廃棄物に該当する紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、皮革製品は、稲葉クリーンセンターで受け入れを行い、受け入れたごみは焼却処理をします。(事業活動に伴って発生したビニール製品やプラスチック製品、ゴム製品など、産業廃棄物に該当するごみは、稲葉クリーンセンターと飯田市最終処分場では受け入れができません。)

事業活動に伴って発生した生ごみ(産業廃棄物に該当するものは除く)は、飯田市堆肥センターで家畜排せつ物、きのこの廃培地などとともに堆肥化します。

その他の一般廃棄物の処分については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとします。

2. 9 ごみ処理の主要課題

1) 前計画の評価

前計画(計画期間:平成24年4月~28年8月)における平成28年度計画値と平成28年度のごみの総排出量の実績値などを比較した結果は表2-13のとおりです。

ごみの総排出量の実績は27,724トンで、減量の取組みとしては計画値の26,946トンには届きませんでした。事業系一般廃棄物は、景気が上向きになったことなどから直接搬入量が増加しましたが、家庭系一般廃棄物は、紙資源の店頭回収等によるリサイクルが進んだことで、目標を達成しています。

表2-13 ごみ処理量等の実績値と計画値の比較(平成28年度)

項目	単位	平成28年度 計画値	平成28年度 実績値
人口	人	102,000	103,624
家庭系ごみ排出量	t/年	21,530	21,527
事業系ごみ排出量	t/年	5,416	6,197
総排出量	t/年	26,946	27,724
家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量	t/年	20,562	20,605
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	578	569
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	145	164

総排出原単位	g/人・日	724	733
資源化量	t/年	8,789	7,373
リサイクル率	%	32.6	26.6
家庭系資源化量	t/年	7,233	5,903
家庭系ごみリサイクル率	%	35.2	28.6
直接焼却量	t/年	16,809	18,688
最終処分量	t/年	2,407	2,746
<p>※ 実績値の人口は 10 月 1 日の住民基本台帳の数値を用いています。</p> <p>※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。</p> <p>※ リサイクル率…資源化量÷総排出量×100</p> <p>※ 家庭系ごみリサイクル率…家庭系資源化量÷（家庭系ごみ計画収集量＋直接搬入量）×100</p>			

2) ごみの減量および分別の適正化

資源ごみ(紙)の店頭回収等への排出によるリサイクルが進んだことなどにより、市民1人あたりが排出するごみの量は減少しています。人口が減少する中でプラスチック製容器包装廃棄物が増加傾向にあるほか、景気が上向きになったことで事業系一般廃棄物が増加しています。

今後は、各家庭はもちろん、事業活動を行う場合においても、リデュース(発生抑制)やリユース(再使用)を習慣化させるとともに、これまで同様にリサイクルにも継続して取り組み、ごみとして処理しなければならないものを減らして行く努力が必要です。

また、ごみの分別状況を確認するために行った組成調査の結果では、燃やすごみの中に厚紙などの資源ごみが多く混入しているとともに、水分を多く含んだ生ごみが入っている状況を確認しています。一方、埋立ごみの中には再生が可能なガラスびんやプラスチック製容器包装廃棄物などの資源ごみが混入している状況が見受けられます。このことから、さらなる分別の適正化を図り、生ごみの水切りなどによるごみの減量に取り組む必要があります。

3) 高齢社会における対応

今後、さらに人口に占める高齢者の割合が増加していくことから、ごみの分別や排出等において、分別の簡素化、ごみ集積所の再配置、持ちやすい形状のごみ袋への変更など、高齢者への配慮について検討をしていく必要があります。

4) 稲葉クリーンセンターへの移行に伴うごみ分別の適正化

稲葉クリーンセンターでは、家庭から排出されるごみのうち、これまで燃やすごみとして分別されてきた「紙くず、木くず、生ごみ、紙おむつ、天然素材を使用した衣類や布団等」に加え、「プラスチック類、ビニール製品、皮革製品やゴム製品」

も焼却できるようになります。

このことから、ごみの分別は、これまで埋立ごみに分別されていた「プラスチック類、ビニール製品、皮革製品やゴム製品」が燃やすごみの分別に加わります。

また、燃やすごみ指定ごみ袋が紙製からポリエチレン製に変わるなど、ごみ処理体制が大きく変わるため、今後数年間は重点的にその周知を図り、不適正な排出等に対応する中、恒常化させて行く必要があります。

3 将来の予測

本計画の計画期間における定住人口の推計は表3-1に、将来におけるごみの排出量の推計は表3-2に示すとおりです。

3.1 人口

表3-1に示すとおり、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）における人口は、いいだ未来デザイン2028の「人口ビジョン 人口の将来展望」における定住人口を基に住民基本台帳の人口を用いて予測しました。

表3-1 本計画の計画期間における定住人口の推計

年度（西暦）	本計画の定住人口（人）	住民基本台帳の人口（人） （10月1日）
27（2015）	104,246	104,246
28（2016）	103,613	減少率96.965%（※1）を 平成27年度の人口に乗じて 平成32年度の推計人口を算出 各年度は直線補間により算出 ↓
29（2017）	102,980	
30（2018）	102,348	
31（2019）	101,715	
32（2020）	101,082	101,082
※1 いいだ未来デザイン2028における定住人口から求めた減少率 減少率（平成32年度／平成27年度×100） 96.965 % 平成27年度（2015）定住人口 101,581 人 平成32年度（2020）定住人口 98,498 人		

（※1）本計画の定住人口における各年度の人口は、「いいだ未来デザイン2028」の「人口ビジョン 人口の将来展望」における平成27年度（2015年）と平成32年度（2020年）の定住人口（独自推計の数値）の減少率「96.965%」求めた後、平成27年10月1日の住民基本台帳の人口に乗じて平成32年度の数値を算出した上で、その間の年度の定住人口を直線補間（基準となる年度間で毎年均等に数値が減少）により算出しています。

表3-2 将来におけるごみの排出量の推計（平成28年度分 暫定値）

項目	単位	基準値	推計値				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人口	人	103,624	102,980	102,348	101,715	101,082	
総排出量	t/年	27,724	27,200	26,684	26,256	25,695	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	544.8	534.4	524.0	514.4	504.1	
燃やすごみ	g/人・日	330.3	347.0	358.6	353.4	349.2	
埋立ごみ	g/人・日	58.5	43.6	31.7	31.9	30.7	
資源ごみ	g/人・日	156.1	143.8	133.7	129.1	124.2	
紙	g/人・日	82.8	79.8	76.8	73.8	70.8	
金属	g/人・日	12.1	11.6	11.1	10.6	10.1	
ガラスびん	g/人・日	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	
ペットボトル	g/人・日	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	
プラマーク	g/人・日	44.8	38.6	33.8	32.9	31.7	
その他	g/人・日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
生ごみ	g/人・日	3.9	1.6	0.0	0.0	0.0	
集団回収量原単位	g/人・日	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	
家庭系ごみ排出量	t/年	20,605	20,086	19,575	19,151	18,598	
燃やすごみ	t/年	12,491	13,041	13,396	13,157	12,883	
埋立ごみ	t/年	2,211	1,639	1,184	1,188	1,133	
資源ごみ	t/年	5,903	5,406	4,995	4,806	4,582	
紙	t/年	3,132	2,999	2,869	2,747	2,612	
金属	t/年	457	436	415	395	373	
ガラスびん	t/年	391	383	377	372	365	
ペットボトル	t/年	50	45	41	37	33	
プラマーク	t/年	1,693	1,451	1,263	1,225	1,170	
その他	t/年	32	30	30	30	30	
生ごみ	t/年	148	61	0	0	0	
集団回収量	t/年	922	917	912	908	900	
事業系ごみ排出量	t/年	6,197	6,197	6,197	6,197	6,197	
自家処理量	t/年	671	676	683	689	698	
中間処理量	t/年	18,836	19,299	19,593	19,354	19,080	
焼却処理量	t/年	18,688	19,238	19,593	19,354	19,080	
堆肥化量	t/年	148	61	0	0	0	
最終処分量	t/年	2,746	3,303	3,565	3,541	3,502	
処理後再生利用量	t/年	696	331	0	0	0	
うちスラグ	t/年	510	270	0	0	0	
資源化量	t/年	7,373	6,593	5,907	5,714	5,482	
リサイクル率	%	26.6	24.2	22.1	21.8	21.3	
家庭系ごみリサイクル率	%	28.6	26.9	25.5	25.1	24.6	
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量)	g	733.0	723.6	714.3	705.3	696.4	
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量)	g	545	534	524	514	504	

※ 推計値の人口は、いいた未来デザイン2028の人口の将来展望における平成27年と平成32年の定住人口の減少率を平成27年10月1日の住民基本台帳の人口に乘じ、直線補間により平成32年度までの数値を算出して用いています。

※ 推計値の値は、平成23年度から27年度までの過去5年間の実績値の平均値から推計しています。

※ リサイクル率=資源化量÷家庭系ごみ排出量×100

※ 家庭系ごみリサイクル率=家庭系ごみ排出量(資源ごみ)÷家庭系ごみ排出量×100

※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量) = (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量) ÷ 年度の年間日数 ÷ 人口 × 1,000,000 (t→g)

※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量) = (家庭系ごみ排出量) ÷ 年度の年間日数 ÷ 人口 × 1,000,000 (t→g)

※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

3. 2 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の排出量は、人口減少による自然減が予測されるほか、「3R」の推進とごみの適正排出の取組みにより、これまでと同様の減少率を維持した目標値としました。

平成 28 年度の市民一人あたりが 1 日に排出するごみの量（家庭系ごみ排出量）は 545 g（暫定値）ですが、平成 32 年度は 504 g で 7.5% 減としています。

なお、資源ごみのうち、紙資源については、大規模小売店などが行う店頭回収を利用する市民が増えており、その利便性などによりリサイクルの意識が高まっている状況から、今後も計画収集の利用が減少する予測としました。これに伴い、計画収集量から算出するリサイクル率は大きく低下すると見込んでいます。

3. 3 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の将来排出量は、景気が緩やかに回復する見通しから増加が予測されますが、「3R」の推進などによる取組みに期待し、現状維持の目標値としました。

平成 28 年度における事業系ごみの排出量は 6,197 t / 年ですが、平成 32 年度においても 6,197 t / 年としています。

3. 4 将来ごみ排出量

家庭系一般廃棄物の排出量が人口減少により自然減となる一方で、事業系一般廃棄物は景気が緩やかに回復する見通しから増加が予測されますが、両者を合わせた将来ごみ排出量はその多くを占める家庭系一般廃棄物の影響を受けて緩やかに減少すると予測しています。

3. 5 将来ごみ処理量

家庭から排出されるごみのうち、これまで埋立ごみに分別していたプラスチック製品などのごみが、稲葉クリーンセンターへの移行により燃やすごみに分別されることとなり、最終処分量が減少し、焼却処理量が増加します。

4 計画の基本方針

4. 1 計画の基本方針

飯田市では、「環境文化都市」を宣言する中で、「持続可能性」と「循環」を基本にして、ライフスタイルから社会の有り様に至るまでを改めて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていくことを目指してきました。

今後も、上位計画である 21' いいだ環境プラン第4次改訂版のとおり「循環型社会の形成」を目指し、「廃棄物の減量および適正処理」を基本方針として、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の推進、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の推進、適正処理を促すことによる不法投棄の根絶と環境美化の推進、処理施設の適正管理と整備への協力に取り組みます。

その中でも、稲葉クリーンセンターへの移行に伴うごみ分別内容等の変更が、すみやかに浸透し、恒常化するよう取り組むこととします。

本計画は、「環境文化都市」として、日常の活動で「環境を優先」し、市民、事業者、行政の適切な役割分担の下に廃棄物の減量と適正処理を推進していくものです。

環境文化都市宣言

平成 19 年 3 月 23 日決議

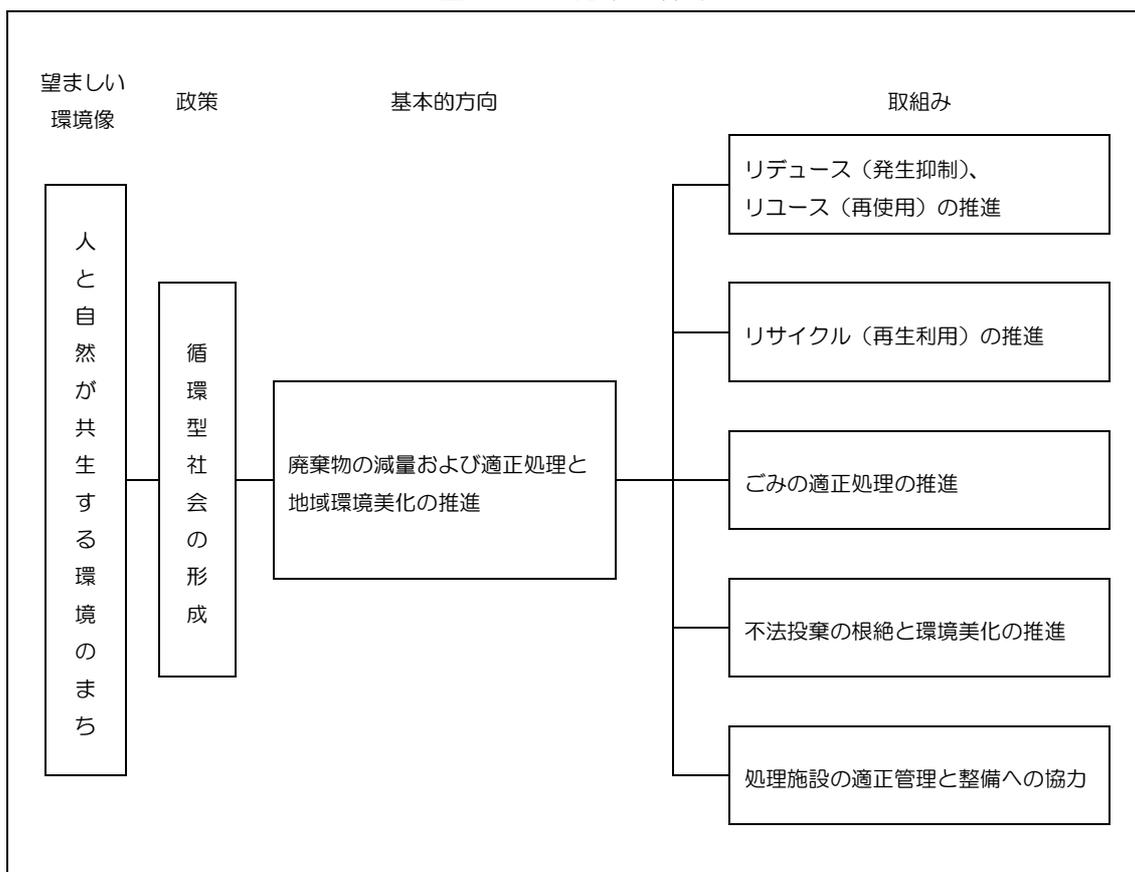
私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

21' いいだ環境プラン第4次改訂版における「政策 2 循環型社会の形成」の体系は図4-1のとおりです。

図4-1 施策の体系



4. 2 基本的方向とその取組み

1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- (1) 「2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）」の推進
- (2) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施
- (3) 事業系一般廃棄物の減量化
- (4) 生ごみ処理機器の購入費の補助

2) リサイクル（再生利用）の推進

- (1) リサイクルの啓発
- (2) 資源ごみの収集運搬と処理
- (3) 容器包装廃棄物の収集運搬と処理
- (4) リサイクルステーションの管理運営
- (5) 資源回収団体への補助金の交付

3) ごみの適正処理の推進

- (1) ごみの適正排出の啓発
- (2) ごみの収集運搬

- (3) ごみ集積所の管理運営
- (4) 粗大ごみの戸別収集
- (5) ごみ処理費用負担制度の運用
- (6) 死亡犬猫等の回収

4) 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

- (1) ポイ捨て等を防止するための啓発
- (2) ごみゼロ運動の実施
- (3) 不法投棄パトロールの実施
- (4) 地域環境美化推進事業補助金の交付
- (5) 地域環境美化活動への支援

5) 処理施設の適正管理と整備への協力

- (1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営
- (2) 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

4. 3 計画の目標

上位計画である21' しいだ環境プラン第4次改訂版の「施策2 循環型社会の形成」における基本的方向「廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進」を基本方針とすることから、表4-1に示すとおり基本的方向の指標「市民一人あたりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）」を本計画の目標とします。

また、事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための目安として、表4-2に示すとおり各種数値を用います。

表4-1 計画の目標値

計画の目標	単位	平成28年度	平成32年度	比較
市民一人あたりが 1日に排出するごみの量 (家庭系一般廃棄物)	g	545	504	7.5%減

※平成24年度から平成28年度までの実績では、市民の日々の努力をはじめ、人口減少や紙資源等の店頭回収などの開始もあって毎年約10gずつ排出量が減少してきています。今後も人口減少は続くものの、店頭回収へ持ち込まれる紙資源等の排出量は横ばいとなると考えられることから、これまでと同様の数値を達成することは厳しい状況にありますが、市民の継続的な努力、さらなる啓発活動の実施、「3R」の習慣化を期待する中で、毎年10gずつ減少していく目標値を設定しました。

図4-2 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための目安

取組み	指標
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋辞退率 ・マイバッグ持参率 ・生ごみ処理機器の普及率（購入世帯数／市内世帯数）
リサイクル（再生利用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ収集量(家庭系一般廃棄物)
ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物） ・ごみ焼却処理施設への直接搬入量（事業系一般廃棄物）
不法投棄の根絶と地域環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動専用ごみ袋交付枚数 ・不法投棄の発見通報件数（廃棄物重量を含む） ・ごみゼロ運動への参加率（春と秋の参加人数の計／人）
処理施設の適正管理と整備への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市最終処分場の維持管理結果

5 ごみ処理基本計画

4. 2項において示した基本的方向とその取組みの具体的な事業内容について、以下に示します。

5. 1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われることを目指します。

使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制に努めるとともに、まだ使えるものは長く使用することが見直されるための取組みを行います。

1) 「2R」の推進

○リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）への理解が深まり、その取組みが習慣化することを目指して、機会あるごとにその周知を行います。また、南信州広域連合の桐林リサイクルセンターにおけるリユースの取組みの周知を図り、利用の促進に努めます。

2) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施

○南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、平成 21 年 2 月よりレジ袋有料化（無料配布中止）に取り組む中、引き続きマイバッグ持参運動を推進し、同協議会の目標「レジ袋辞退率を 95%以上にする」の達成を目指します。

3) 事業系一般廃棄物の減量化

○事業者に対して、国際規格 ISO14001 や同規格の基本的な取組みを簡易なシステムとして提供している「南信州いいむす 21」、「エコアクション 21」の認証取得を促し、環境マネジメントシステムを導入して事業活動に伴って発生する一般廃棄物の減量に取り組む事業者を増やしていきます。

4) 生ごみ処理機器の購入費の補助

○燃やすごみの多くを占める家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器を購入して堆肥化による再生利用や乾燥による減量化を行う家庭に対して、その購入費を補助します。

5. 2 リサイクル（再生利用）の推進

市民生活の中で、環境への配慮の視点が注目されるとともに、消費段階またはごみの排出段階で、積極的に環境にやさしい取組みが行われている状態を目指します。

廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル（再生利用）可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル（再生利用）を意識した上で、ごみが排出されるための取組みを行います。

1) リサイクルの啓発

○各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を実施して、資源ごみ（厚紙、金属、プラマーク、ペットボトル、ガラスびん）の混入状況を把握するとともに、その結果を公表し、地域の啓発活動に活用することで、リサイクルに係る市民意識の向上を図ります。

○飯田市公式ウェブサイトやごみ・リサイクルカレンダー等による広報を通じ、市内小売店（食品スーパー等）におけるトレイ、紙パック、ペットボトル、古紙、空き缶等の店頭回収の利用を促進します。

○飯田市公式ウェブサイトなどによる啓発活動により、事業系一般廃棄物をごみ集積所へ排出することや産業廃棄物を排出することを抑制し、ごみ処理の適正化を図ります。

○南信州いいむす 21 等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画の策定を働きかけ、事業者に対して環境負荷の少ない製品利用の促進などを行います。

○市の調達する物品について、「飯田市グリーン購入基本方針」および「飯田市グリーン購入調達指針」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入を推進します。また、飯田市環境配慮型製品「ぐりいいんだ」の活用を推進します。

2) 資源ごみの収集運搬と処理

○家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、特定ごみの収集運搬および再資源化を推進します。

○容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、ガラスびん（一部）、プラスチック製容器包装廃棄物の収集運搬および再資源化を推進します。

3) リサイクルステーションの管理運営

○リサイクルステーションの適切な運営と管理を各地区まちづくり委員会等への委託により行います。

○収集日や受入時間など、ニーズに合わせて資源ごみを受け入れる体制について研究します。

4) 資源回収団体への補助金の交付

○飯田市資源物回収団体連絡協議会に登録がある「市内に居住する者で組織された営利を目的としない団体」に対して、資源物回収事業補助金を交付し、リサイクル（再生利用）活動を支援します。

5. 3 ごみの適正処理の推進

「3R」の推進と廃棄物の減量化を図り、ごみの適正な排出を促すための啓発活動等を行います。また、適正に排出されたごみについて着実に収集運搬し、処分を実施します。さらに、排出者には排出したごみの量に応じて平等な負担をいただき、公平性を保つことを基本に、ごみ処理費用負担制度を適切に運用します。

1) ごみの適正排出の啓発

○ごみ・リサイクルカレンダー及びごみ分別に関するガイドブックの配布、飯田市公式ウェブサイトへの情報掲載により、ごみの適正排出について啓発を行います。なお、配布物については、多文化共生社会の進展を考慮して、外国語版も作成し、配布を行います。

○各地区まちづくり委員会との協働により実施するごみの組成調査の結果を活用し、実態を踏まえたごみの適正な排出について啓発を行います。

○まちづくり委員会等との協働により、ごみ集積所に排出される不適正なご

みの実態を把握する中で、その改善、適正化に向けた啓発を行います。
アパート等の集合住宅においては、管理者等により、ごみ集積所の管理や
居住者に対するごみの適正排出について指導をいただくよう、働きかけを
行います。

○廃棄物を焼却する違法な野外焼却の禁止について十分な周知を行い、啓発
に努めます。

2) ごみの収集運搬

○市が行うごみ集積所に排出されたごみの収集および運搬業務について、常
に各種法制度を遵守するとともに、一般廃棄物処理計画に基づく適正な処
理を行います。

○高齢化や医療技術の進歩等に伴って増加が見込まれる在宅医療廃棄物に
ついて、医師会、薬剤師会、行政機関等と連携して廃棄物の種類に応じた
適正な処理を行うとともに、今後も在宅医療の動向に応じて適正な処理を
行います。

○高齢化の進展により、当市においても人口に占める高齢者の割合が増え、
高齢などの理由で遠く離れたごみ集積所までごみを運ぶことが難しくな
る方が多くなるため、ごみ集積所の設置基準の緩和や粗大ごみの戸別収集
品目の多様化などを行い、ごみが出しやすい環境の整備に努めます。
また、ごみ集積所へごみを出すことが難しくなっている世帯については、
まちづくり委員会等による助け合い制度による対応のほか、福祉政策によ
る対応などについても、福祉関係部課等を交えて検討します。

3) ごみ集積所の管理運営

○家庭から排出されるごみの適正化を図るため、各地区まちづくり委員会等
へ委託し、ごみ集積所の適切な運営と管理、排出者への分別指導等を行
います。

○ごみ集積所の適正な管理、排出者への案内のため、ごみ集積所へ看板を設
置します。また、外国人向けの案内として、必要に応じて外国語による看
板も設置します。

4) 粗大ごみの戸別収集

○家庭から排出される大型のごみのうち、自ら運搬ができないごみについて
有料による戸別収集を行います。

なお、高齢化により拡大するニーズへ対応していきます。

5) ごみ処理費用負担制度の運用

○ごみ処理費用負担制度を適切に運用し、ごみを排出する方には排出したご

みの量に応じた平等な負担をいただきます。ごみを多く排出する方は多くの負担をいただくことで公平性を保ちながら、ごみの適正排出や減量化を図ります。

6) 死亡犬猫等の回収

○公共の場の環境衛生を保持するために、道路上などで死亡した猫等を回収します。

5. 4 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例の下、ごみを不適正または違法に排出する行為であるポイ捨てや不法投棄の根絶に取り組みます。

環境美化活動に取り組むことにより、ポイ捨てや不法投棄されにくい環境づくりを目指します。

1) ポイ捨て等を防止するための啓発

- 「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」の周知に努め、市民や事業者等の意識啓発を図ります。
- ポイ捨てや不法投棄の大半を占める生活ごみ、家電リサイクル法に定められた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）などの適正な排出方法について、ごみ・リサイクルカレンダーや分別に関するガイドブック、飯田市公式ウェブサイトなどで周知を図ります。

2) ごみゼロ運動の実施

- 春と秋にごみゼロ運動、夏に水辺等美化活動を行い、地域の住民や事業者、行政の協働により、地域の環境美化に努めます。

3) 不法投棄パトロールの実施

- 市内 20 地区に 1 名ずつの不法投棄パトロール員を任命し、不法投棄防止のためのパトロールを月に 2 回実施します。また、環境美化指導員による昼間および夜間パトロールを実施します。
- 不法投棄パトロール等により発見した不法投棄について、警察、県等の行政機関と連携し、現行法令により厳正に対処します。
- 不法投棄パトロール等により発見した放置自動車について、条例等に基づき調査、認定および使用者等への指導、撤去等または廃物認定、処分等を行います。

4) 地域環境美化推進事業補助金の交付

○各地区のまちづくり委員会等が取り組むポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりを推進するため、地域における各種環境美化活動に対して補助金を交付し、その支援を行います。

5) 地域環境美化活動への支援

○春と秋に開催するごみゼロ運動、夏に開催される水辺の美化活動などの環境美化運動により回収されたごみの処理等の支援を行います。

○公共の場におけるポイ捨てごみや不法投棄ごみの回収、草刈りなどの環境美化活動を支援するため、市民や事業者、各種団体等に対してボランティアごみ袋の交付を行います。

○ポイ捨てごみや不法投棄ごみの大規模な回収事業により回収された大型・大量のごみの運搬等の処理について支援を行います。

5. 5 処理施設の適正管理と整備への協力

最終処分場へ収集運搬および直接搬入された廃棄物について、環境に配慮する中、適正に処分を行うとともに、施設の適正な管理を行います。

また、南信州広域連合による稲葉クリーンセンターの運営と管理に協力するとともに、施設の適正な利用に努めます。

1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営

○本計画等に定められた一般廃棄物の受け入れを適正に行います。

○「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府令・厚生省令1号）」に定められた技術上の基準に基づき、受け入れたごみを適正に埋立処分するとともに、BOD（生物化学的酸素要求量）を60mg/ℓ以下まで下げる処理をして放流するなど、最終処分場の排水の定期的な検査および安全管理に努めます。

○南信州広域連合が運営する稲葉クリーンセンターで発生する残渣については、今後も搬入量に応じた割合で引取りを行い、埋立処分をします。

○埋立処理を終えたイタチガ沢最終処分場については、周辺の土壌および水質に係る定期的な検査（BOD（生物化学的酸素要求量）60mg/ℓ以下の基準を満たしているかどうか）や法面整備等を実施します。

2) 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

○稲葉クリーンセンターの整備をはじめ、その管理と運営に協力するとともに、ごみの搬入に関するルールに従い、適正に分別した燃やすごみの搬入を行うなど、施設の適正な利用に努めます。

5. 6 環境学習の推進等

各地区まちづくり委員会等の環境衛生担当委員のみなさんをはじめ、事業者や各種団体、市民、特に子どもに対して、「3R」の推進やごみの適正処理などに関する知識を習得する機会を設け、環境への意識の醸成を図ります。

1) 「3R」の推進やごみの適正処理に関する学習等

- 廃棄物の適正な処理について知識を有する市民で市長が委嘱した者を環境アドバイザーとして登録し、地域等で開催されるごみ分別学習会、社会見学等の講師として派遣します。また、環境課職員も、地域におけるごみ分別学習会などの講師を務めます。
- 各地区まちづくり委員会等の環境衛生担当委員のみなさんと、必要に応じてごみ処理施設やリサイクル工場などの施設見学を行います。各地における工夫や特色、先進的な取組みを学び、地域の環境美化活動やごみの適正処理の推進に活用します。
- ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、各地域でごみの適正処理の啓発を行うとともに、さらなるごみの減量化、適正処理等を推進するための取組み等について研究を行います。

2) 子どもを対象とした環境への関心を高める取組み

- 小学4年生を対象に、ごみ処理に関する学習を目的に副読本を配布します。
- 小学生を対象に、ごみの散乱防止などに関するポスターや環境標語を募集し、環境について考える機会を設けるとともに、優秀な作品を表彰・展示して広く啓発を行います。また、啓発用看板を作成して地域へ配布し、適正なごみ処理等の意識の醸成を図ります。
- 小中学校のPTAを中心とした古紙等の資源物回収に対して支援を行い、継続的に子どもがリサイクル（再生利用）について学ぶ機会を設けます。
- 小中学校へ生ごみ処理機器を導入し、給食で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみを堆肥化することで、リサイクル（再生利用）への関心を高めます。
- 小中学校における環境マネジメントシステムの取組みにより、義務教育過程において、環境への配慮、ごみの減量や正しい分別などを学びます。

5. 7 重点課題

施策のうち、次の2項目については、喫緊の課題として計画目標年度までの間に十分な対応が必要であることから、重点課題として取り組みます。

1) 高齢社会に対応したごみの排出方法への変更

○高齢により、現在利用しているごみ集積所までごみを運ぶことが難しくなっている方の負担を軽減するため、ごみ集積所の新設にかかる設置基準を緩和し、ごみ集積所の再配置を進めます。

○すべてのごみ袋をレジ袋のような形状に変更して持ちやすくするとともに、麻ひもやガムテープを使わずにごみ袋の口を閉じることができるようにすることで、高齢者等の負担を軽減します。

○ごみ集積所へ排出することができない大型のごみを自らごみ処理施設まで運搬できない高齢者等に多くご利用いただいている粗大ごみ戸別収集事業の対象品目に、家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、大量のガラスびんを加え、高齢者の実情に適應した制度に変更するとともに、利用者のニーズに応じて利便性を高めます。

○ごみ分別区分「資源ごみ(プラ資源)」を「資源ごみ(プラマーク)」に、また、指定ごみ袋の名称「プラスチック製容器包装専用袋」を「資源ごみ(プラマーク)」に変更して、新たに燃やすごみに分別することとしたプラスチック製品との区別を明確にするとともに、分別の際の目安になる表記とし、わかりやすい制度に改良します。

○資源ごみ(プラマーク)は、排出時に対象物に付着した汚れを取るために水やお湯、場合によっては洗剤などを使用していただいていたが、今後は1回程度、水で洗って汚れが落ちれば資源ごみ(プラマーク)に分別することとし、汚れが落ちなかった場合には燃やすごみへ分別するよう排出の基準を見直します。資源化するために別の資源を大量に使用することは避け、資源化のための必要な処理のみを行う排出方法とします。

○プラマークの表示がある発泡スチロールは、拳の大きさになるまで砕いてから排出するルールとしていたが、板状になるまで壊せば、資源ごみ(プラマーク)として排出ができるように排出方法を簡素化します。

2) 稲葉クリーンセンターへの移行に伴う燃やすごみ等の分別の適正化

○稲葉クリーンセンターでは、家庭から排出されるごみのうち、これまで燃やすごみとして分別されてきた「紙くず、木くず、生ごみ、紙おむつ、天然素材を使用した衣類や布団等」に加え、「プラスチック類、ビニール製品、皮革製品、ゴム製品」も焼却処理できるようになります。

これにより、これまで埋立ごみとして分別していた「プラスチック類、皮革製品、ゴム製品やビニール製品」は、燃やすごみに分別して排出することとなります。

この変更にあたり、当面の間は、これまでの慣れた分別での排出や分別の誤りなどが発生し、ごみ集積所の管理などに苦慮することが予想されます。

また、燃やすごみ指定ごみ袋が紙製からポリエチレン製に変わるほか、他のごみ袋の仕様の変更も行うため、新旧のごみ袋が混在して使用されるなど、排出者もごみの収集運搬側も新体制に馴染むまでに時間を要すると思われる。

このことから、本計画の対象期間中は、これらの変更について重点的に、繰り返し周知を行い、不適正な排出等にこまめに対応する中、新しい制度の恒常化を最優先に取り組みます。

5. 8 分別して収集する一般廃棄物の分別区分とその種類

分別して収集する一般廃棄物の分別区分を表 5-1 の左欄に示します。また、当該分別区分に応じて収集する一般廃棄物の種類を同表の右欄に示します。

なお、市が分別して収集する一般廃棄物は、家庭から排出されるものに限りです。

表 5-1 分別して収集する一般廃棄物の種類とその分別区分

分別区分	種類（家庭から排出されるものに限る）
燃やすごみ （可燃ごみ）※1	紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、プラスチック製品、ビニール製品、皮製品、ゴム製品、商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装で汚れが取れないもの、汚れが取れない又は加工したペットボトル、発泡スチロール（プラマークがないもの、またはプラマークがあるが汚れが取れないもの）
埋立ごみ （不燃ごみ）※1	ガラス類、せともの、蛍光管、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く）、混合物（金属やプラスチックなどでできたもの）
特定ごみ	乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計

資源ごみ	紙	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、厚紙、お菓子の箱、牛乳パック、ジュースパックなど、段ボールおよび新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属		缶及および金属類
	ガラスびん	無色透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明なガラスでできたもの
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル ※2		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
プラマーク ※2		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルを除く） （プラマークの表示があるもの、識別表示マークでプラと区分されているもので容器や包装に汚れが付着していないもの）	
粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、ガラスびん（大量）、その他市長が認めるもの	
<p>※1 国の一般廃棄物処理実態調査では“燃やすごみ”は“可燃ごみ”、“埋立ごみ”は“不燃ごみ”とされています。飯田市では環境への配慮などの理由から、「3R：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」に取り組んだ後、最終的にごみとなったものを焼却処理しています。</p> <p>燃やしてよいものかどうかを考えて分別している気持ちの表れから「燃やすごみ」と呼んでいます。</p> <p>※2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく廃棄物</p>			

5. 9 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項

1) 収集および運搬を実施する者に関する事項

(1) 市が民間の業者に委託して収集および運搬を行う一般廃棄物（事業系一般廃棄物および(3)に該当するものを除く。)

①燃やすごみ（5. 8項の分別の区分に規定するもの。以下②から④までに掲げるものも同様とする。）

②埋立ごみ

③特定ごみ

④資源ごみ（ガラスびんおよびペットボトルを除く。）

⑤粗大ごみ

(2) 市が市の指定する場所において各地区まちづくり委員会の協力の下に収集を行い、市が民間の業者に委託して運搬を行う一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）

①ガラスびん

②ペットボトル

(3) 市長から一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことについて許可を受けた者が収集又は運搬を行う一般廃棄物

①事業系一般廃棄物

②（1）および（2）に掲げるもののうち、収集又は運搬を行うことが困難又は不相当と市長が認めたもの

③排出者が、収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることを選択したもの

※市長から一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことについて許可を受けた者が行う収集又は運搬については、市が適切に指導および監督を実施するものとする。

(4) 一般廃棄物については、（1）から（3）までによるほか、排出者の選択により、適切な処分を実施する場所まで排出者自らが運搬をすることとします。

2) 収集又は運搬の許可に関する事項

1) の（3）に規定する収集又は運搬を業として行うことの許可を行う際は、法第7条第5項（同項第2号を除く。）の規定によるもののほか、次の事項に配慮して行うものとします。

(1) 収集の許可を行う際に配慮する事項

①適正な処理に資するため、許可を受ける者の収集の能力を考慮し、収集を行う区域を定め、および許可を受ける者の数を適切な数とすること。

②収集を行う対象となる一般廃棄物の種類に応じ、特に許可が必要と認められ

る一般廃棄物の収集および運搬については、その許可を行うものであること。

- ③市長が特に必要と認めた場合を除き、市長が行う指導および監督の実施が容易である区域に、営業所（営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。）を有する者に対して行うものとする。

(2) 運搬の許可を行う際に配慮する事項

事項市長が特に必要と認めた場合を除き、市長が行う指導および監督の実施が容易である区域に、営業所（営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。）を有する者に対して行うものとする。

3) 処分を実施する者に関する事項

(1) 南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分する一般廃棄物

- ①燃やすごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- ②粗大ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったものうち焼却することが適当と市長が認めたもの
- ③1)の(3)に掲げるもののうち、排出者が南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分することを選択したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの
- ④排出者自らが南信州広域連合のごみ中間処理施設まで運搬したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの

(2) 市が飯田市最終処分場において処分する一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）

- ①埋立ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- ②使い捨てライター
- ③埋め立てることが適当と市長が認めた次に掲げるもの
- a 粗大ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- b 排出者自らが飯田市最終処分場まで運搬したもの

(3) 市が民間の業者に委託して再資源化を行う一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）

- ①乾電池、水銀体温計又は資源ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの

- ②ガラスびんおよびペットボトルであって、次のいずれかに該当するもの
- a 市が市の指定する場所において各地区まちづくり委員会の協力の下に収集を行い、市が民間の業者に委託して運搬を行ったもの
 - b 排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、市長が指定する場所まで運搬したもの

(4) 法の規定に基づき一般廃棄物の処分を業として行うことについて許可を受けた者が処分を行う一般廃棄物

①事業系一般廃棄物（南信州広域連合のごみ処理施設において処分を行うものを除く。）

②排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、適切な処分を実施する場所まで運搬したもの（南信州広域連合のごみ処理施設、飯田市最終処分場または市が委託した民間の業者において処分を行うものを除く。）

※法の規定に基づき一般廃棄物の処分を業として行うことについて許可を受けた者のうち、市長が許可した者が行う処分については、市が適切に指導および監督を実施するものとする。

6 計画の運営管理

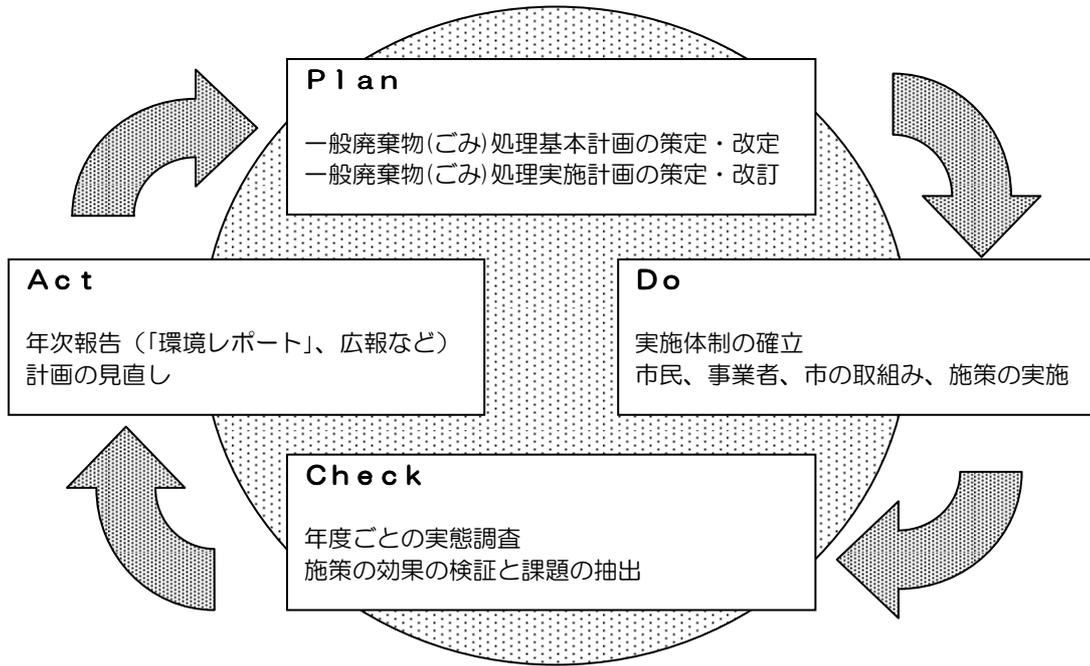
6. 1 計画の運営管理

本計画の運営管理は、図 6-1 に示す計画の策定・改定（Plan）、計画に基づく施策の実施（Do）、計画の評価（Check）、基本計画および実施計画の見直し（Act）のPDCAサイクルにより行い、継続的な改善を図ります。

運営管理の状況については、適宜、飯田市公式ウェブサイトで公開するとともに、ごみの排出量や施策の実施状況について、毎年度、「環境レポート」で報告します。

なお、抽出された課題の解決等のために、本計画を変更する必要性が生じた場合や、本計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合等には、本計画および各年度の実施計画の改訂等を行います。

図6-1 PDCAサイクルによる計画の運営管理



資料 「人口およびごみ排出量の推移と将来予測」

項目	単位	実績値										推計値					備考
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
人口	人	107,223	106,453	105,611	104,950	104,246	103,624	103,624	102,980	102,348	101,715	101,082	実績値および基準値は、各年度の10月1日の住民基本台帳人口を用いています。				
総排出量	t/年	29,626	29,399	29,217	28,512	28,060	27,724	27,724	27,200	26,684	26,256	25,695					
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	580.9	586.4	576.7	564.7	552.6	544.8	544.8	534.4	524.0	514.4	504.1					
燃やすごみ	g/人・日	326.5	332.3	326.9	329.7	329.5	330.3	330.3	347.0	353.6	353.4	349.2	過去5年間の平均値による推計				
埋立ごみ	g/人・日	56.6	55.7	54.3	52.5	56.5	56.5	56.5	43.6	31.7	31.9	30.7	過去5年間の平均値による推計				
資源ごみ	g/人・日	197.7	196.5	196.5	182.5	166.6	156.1	156.1	143.8	133.7	129.1	124.2	過去5年間の平均値による推計				
紙	g/人・日	125.1	123.6	121.6	108.1	94.3	82.8	82.8	79.8	76.8	73.8	70.8	過去5年間の平均値による推計				
金属	g/人・日	15.0	14.7	14.3	13.3	12.5	12.1	12.1	11.6	11.1	10.6	10.1	過去5年間の平均値による推計				
ガラスびん	g/人・日	10.8	10.7	10.4	10.9	10.6	10.3	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	過去5年間の平均値による推計				
ペットボトル	g/人・日	2.0	2.0	1.9	1.7	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	過去5年間の平均値による推計				
プラマーク	g/人・日	40.2	42.2	42.3	42.2	43.2	44.8	44.8	38.6	33.8	32.9	31.7	過去5年間の平均値による推計				
その他	g/人・日	0.3	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	過去5年間の平均値による推計				
生ごみ	g/人・日	4.3	4.6	4.5	4.5	3.9	3.9	3.9	1.6	0.0	0.0	0.0	過去5年間の平均値による推計				
集団回収原単位	g/人・日	30.1	27.7	29.8	26.4	24.8	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	過去5年間の平均値による推計				
家庭系ごみ排出量	t/年	22,796	22,786	22,230	21,630	21,085	20,605	20,605	20,086	19,575	19,151	18,598					
燃やすごみ	t/年	12,814	12,910	12,600	12,629	12,572	12,491	12,491	13,041	13,396	13,157	12,883					
埋立ごみ	t/年	2,222	2,184	2,093	2,011	2,157	2,211	2,211	1,639	1,184	1,188	1,133					
資源ごみ	t/年	7,760	7,712	7,537	6,890	6,356	5,903	5,903	5,406	4,985	4,806	4,582					
紙	t/年	4,908	4,804	4,686	4,179	3,599	3,132	3,132	2,999	2,869	2,747	2,612	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
金属	t/年	587	571	551	511	478	457	457	436	415	395	373	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
ガラスびん	t/年	425	415	401	416	404	391	391	383	377	372	365	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
ペットボトル	t/年	80	78	74	65	53	50	50	45	41	37	33	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
プラマーク	t/年	1,578	1,639	1,631	1,618	1,648	1,693	1,693	1,451	1,263	1,225	1,170					
その他	t/年	13	26	22	28	26	32	32	30	30	30	30	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
生ごみ	t/年	169	179	172	173	148	148	148	61	0	0	0	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
集団回収量	t/年	1,180	1,077	1,147	1,012	948	922	922	917	912	908	900	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
事業系ごみ排出量	t/年	5,650	5,526	5,840	5,870	6,027	6,197	6,197	6,197	6,197	6,197	6,197					
自家処理量	t/年	650	690	667	677	668	671	671	676	683	689	698	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
中間処理量	t/年	18,633	18,615	18,612	18,672	18,747	18,836	18,836	19,259	19,593	19,354	19,090					
焼却処理量	t/年	18,464	18,436	18,440	18,499	18,599	18,688	18,688	19,238	19,593	19,354	19,090					
堆肥化量	t/年	169	179	172	173	148	148	148	61	0	0	0	過去5年間の平均値による原単位からの推計				
最終処分量	t/年	3,031	3,033	2,885	2,894	3,037	2,746	2,746	3,303	3,565	3,541	3,502	広域基本計画より				
処理後車生利用量	t/年	759	761	733	1,001	756	696	696	331	0	0	0	広域基本計画より				
うちスラッジ	t/年	540	536	526	783	569	510	510	270	0	0	0	広域基本計画より				
資源化量	t/年	9,530	9,371	9,245	8,830	7,912	7,373	7,373	6,583	5,907	5,714	5,482					
リサイクル率	%	32.2	31.9	31.6	31.0	28.2	26.6	26.6	24.2	22.1	21.8	21.3					
家庭系ごみリサイクル率	%	34.0	33.8	33.9	32.3	30.1	28.6	28.6	26.9	25.5	25.1	24.6					
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量÷事業系ごみ排出量)	g	754.9	756.4	757.9	744.3	735.4	733.0	733.0	723.6	714.3	705.3	696.4					
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量)	g	581	586	577	565	553	545	545	534	524	514	504					

※ 推計中の人口は、いまだ未来予測(2028年の人口)の将来展望における平成27年と平成28年の出生人口の減少率を平成27年10月1日の住民基本台帳の人口に乘じ、直線補間により平成28年度までの数値を算出して用いています。

※ 推計中の値は、平成23年度から27年度までの過去5年間の実績値の平均値から推計しています。

※ リサイクル率=資源化量÷家庭系ごみ排出量×100 / 家庭系ごみリサイクル率=家庭系ごみ排出量(資源ごみ)÷家庭系ごみ排出量×100

※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量)÷事業系ごみ排出量 = (家庭系ごみ排出量)÷(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量) × 100

※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量) = (家庭系ごみ排出量) ÷ 年度の年間日数 ÷ 人口 × 1,000,000 (t→g)

※ 当数処理をされているため、値の合計が含まない箇所があります。